

市 関 一

景 観 計 画

第 1 章 計 画 の 基 本 的 事 項

1章. 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体において、500以上の景観条例の制定など、積極的な地域独自の景観の整備・保全の取り組みが行われている。

しかし、このような地方公共団体による自主条例に基づく景観行政には、強制力がないなど一定の限界があったことから、国では、景観に関する総合的な法律である「景観法[※]」を制定し、平成17年6月に全面施行された。

このような背景を受け、法律では景観形成施策の実施主体を「景観行政団体[※]」と位置づけていることから、一関市は平成17年12月に景観法に基づく景観行政団体になり、世界遺産の登録を目指している「本寺地区」において、先行的に景観計画[※]を策定したところである。

一関市景観計画（以下「本計画」という。）は、一関市（以下「本市」という。）の美しく魅力ある景観を保全・整備し、後世に継承するとともに、これらを生かした地域の活性化や交流の促進など、総合的なまちづくりを推進するため定めるものである。

1-2 景観計画の位置づけ

本計画は、総合計画における「人と人、地域と地域が結びあい 未来輝く いちのせき」という将来像を踏まえ、「人が輝く協働のまちづくり」、「一体感の醸成で新たな創造のまちづくり」、「活力ある賑わいのまちづくり」を景観の観点から推進しようとするものである。

本計画は、住民・事業者・行政等がその理念や方針を共有し、互いの責務に基づいて連携を図りながら取り組む計画として位置づける。

また、本計画は、都市行政・農林行政・環境行政・教育文化行政など、幅広い分野にわたって関連する計画であり、これらの横断的な連携のもと、地域が主体性をもって取り組む計画として位置づけられる。

1-3 景観計画区域

本計画の対象区域は、地域の個性を生かしながら、一体的かつ整合のとれた景観行政を進めるため、本寺地区景観計画区域を除く市全域を景観計画区域とする。

これは景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域である。



